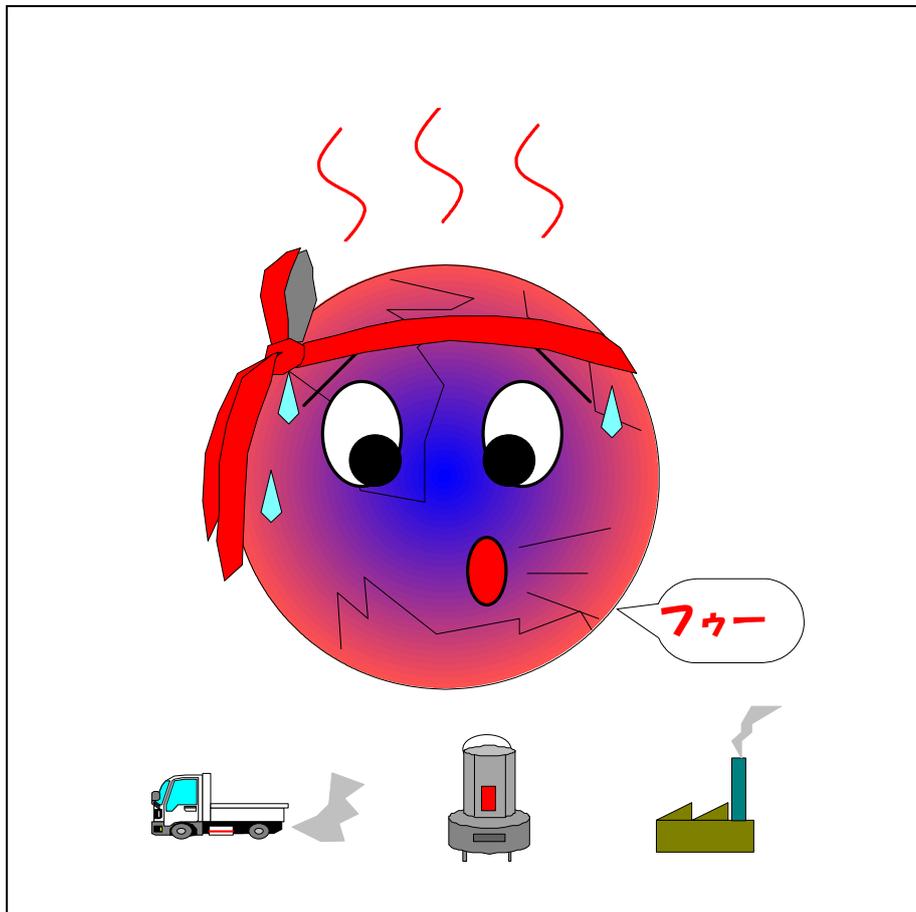


守口市地球温暖化対策実行計画

～地球温暖化の防止に向けて～



守 口 市

目 次

I 策定の背景と目的	1
<計画の背景及び目的>	1
<理 念>	1
II 計画の期間と対象範囲	2
<計画の期間>	2
<計画の対象範囲>	2
III 排 出 実 態	3
<温室効果ガスの排出実態>	3
1.市の事務・事業における排出量	3
2.各活動量の部署別排出割合	4
3.年次変化	5
IV 削 減 目 標	6
<温室効果ガスの削減の総合的な目標>	6
<各活動等における個別の目標値等>	7
V 目標達成のための行動	8
<目標達成のための行動>	8
VI 推 進 体 制	10
<本計画の推進体制>	10
VII そ の 他	11
<その他>	11
<<参 考>>	12
(1)温室効果ガスの種類	12
(2)排出係数、温暖化係数一覧	13
<<別 紙>>	
温暖化対策の推進組織について	

I 策定の背景と目的

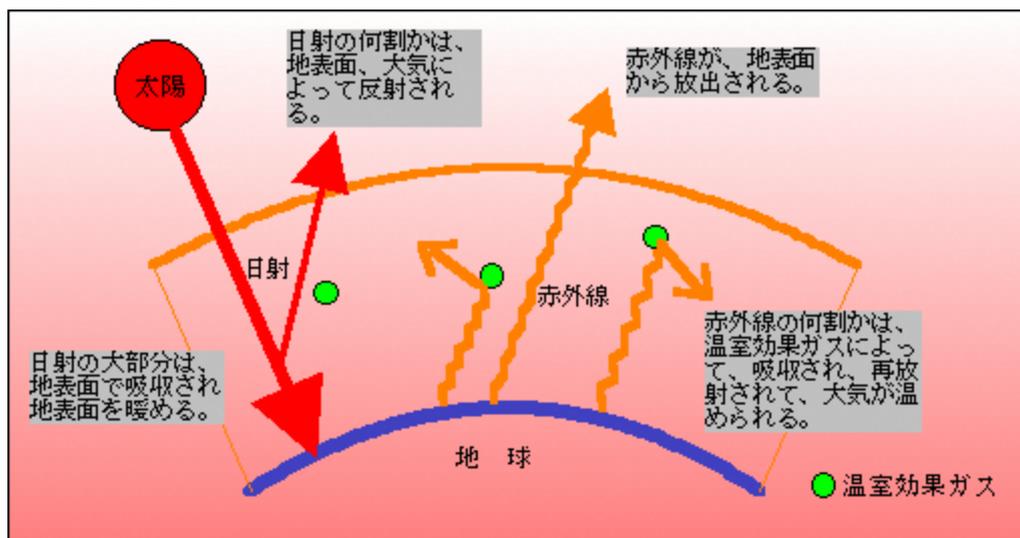
<計画の背景及び目的>

近年、先進各国の、化石燃料の大量消費を伴う社会活動が地球温暖化を引き起こし、異常気象や海面上昇など地球規模での大きな問題となっています。

こうしたなか、平成9年12月、京都市において「気候変動枠組み条約第3回締約国会議」(COP3)が開催され、先進各国の温室効果ガスの排出について、法的効力のある「京都議定書」が採択され、わが国は2010年前後までに、温室効果ガスの排出を1990年比で6%削減することを表明しました。

これを受け、平成11年4月、「地球温暖化対策の推進に関する法律」が施行され、その中で地方公共団体は自らの事務及び事業に関する温室効果ガスの排出抑制等のための実行計画(率先実行計画)を策定し、公表することが義務づけられました(法8条第2項、第3項)。

☆温室効果の概略図



<理 念>

- ・私たち市職員は、一排出者(原因者)として地球温暖化に影響をおよぼさないことを約し、環境にやさしい行動をします。
- ・私たち市職員は、リサイクルの推進や、エネルギーの節約に努め、地球の資源を大切にします。

Ⅱ 計画の期間と対象範囲

<計画の期間>

気候変動枠組み条約では、平成22(2010)年を目標としているため、平成14年度から平成22年度のうち、平成17年度までを第1期とし、その後の期間については、計画の達成状況等を踏まえ、目標等を設定することとします。

<計画の対象範囲>

対象範囲は、市長部局、水道局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、教育委員会が行う事務・事業とし、市職員自らが行う部署とします。また、守口市社会福祉協議会(市民会館)、守口市スポーツ振興事業団(市民体育館)、守口市文化振興事業団(文化センター、生涯学習情報センター、現代南画美術館)、守口市国際交流協会(国際交流センター)の外郭団体等も含まれます。

- ・市長部局
- ・水道局
- ・議会事務局
- ・選挙管理委員会事務局
- ・監査委員事務局
- ・教育委員会

+

- ・市民会館
- ・市民体育館
- ・文化センター
- ・生涯学習情報センター
- ・現代南画美術館
- ・国際交流センター

Ⅲ 排出実態

<温室効果ガスの排出実態>

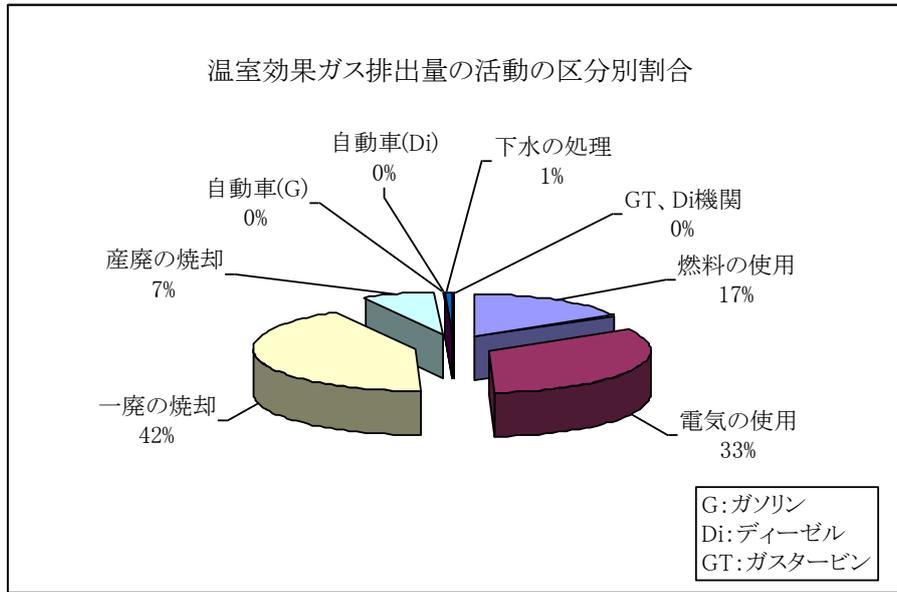
1. 市の事務・事業における排出量

平成11年度の市の事務・事業(対象の外郭団体含む)による温室効果ガスの排出量は、年間で約**37,405トン-CO₂/年(CO₂換算値)**で、活動の区分別では、一般廃棄物の焼却に因るものが42%と最も多く、電気の使用(33%)、燃料の使用(17%)と次いでいます。

なお、法律で定められている“HFC(ハイドロフルオロカーボン)”、“PFC(パーフルオロカーボン)”及び“SF₆(六ふっ化硫黄)”については、その使用実態、排出実態等を考慮して、無視できる程度であるため、排出量の算定などからは除外しています。

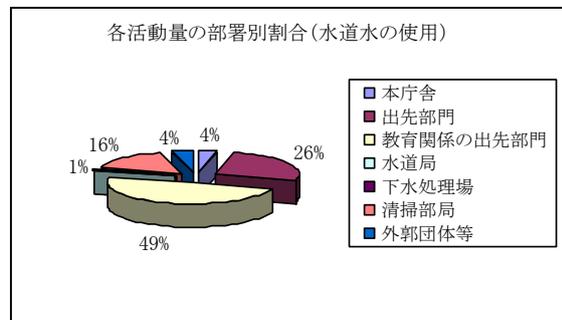
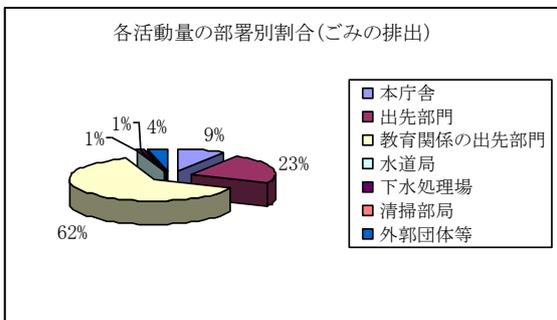
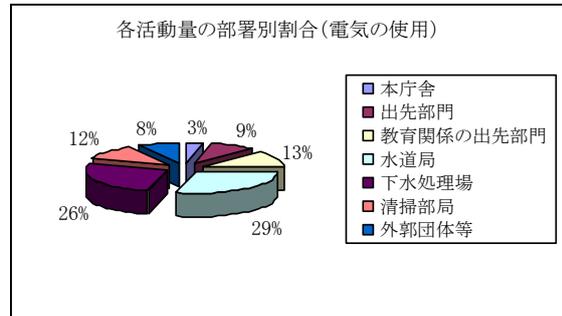
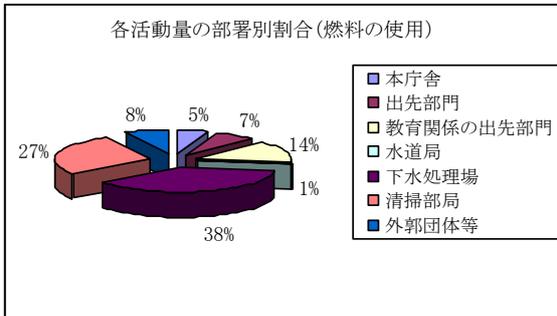
活動区分別温室効果ガス排出量(平成11年度)

活動区分		H11年度	
		温室効果ガス排出量	CO ₂ 換算量
二酸化炭素の発生に係るもの		(kg-CO ₂)	(kg-CO ₂)
	燃料の使用	6,206,452	6,206,452
	電気の使用	12,318,115	12,318,115
	一般廃棄物の焼却(CO ₂)	15,099,904	15,099,904
	小計	33,624,472	33,624,472
メタンの発生に係るもの		(kg-CH ₄)	(kg-CO ₂)
	自動車の走行(ガソリン車)	8	175
	自動車の走行(ディーゼル車)	3	70
	下水の量	15,706	329,835
	一般廃棄物の焼却(CH ₄)	2	44
	産業廃棄物の焼却(CH ₄)	94	1,979
	小計	15,814	332,104
一酸化二窒素の発生に係るもの		(kg-N ₂ O)	(kg-CO ₂)
	ガスタービンの使用	0	0
	ディーゼル機関の使用	1	490
	自動車の走行(ガソリン車)	10	3,277
	自動車の走行(ディーゼル車)	7	2,309
	一般廃棄物の焼却(N ₂ O)	2,439	756,217
	産業廃棄物の焼却(N ₂ O)	8,666	2,686,674
	小計	11,125	3,448,969
合計			37,405,546



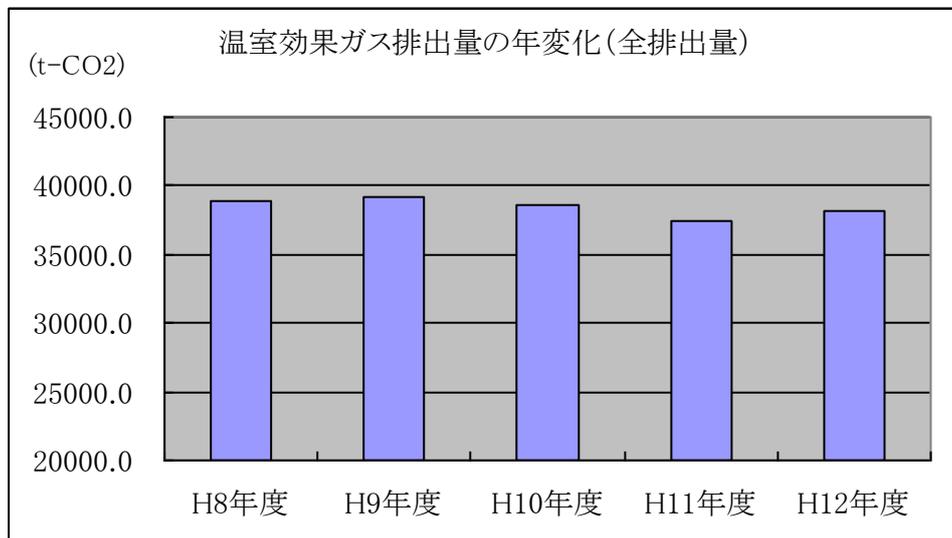
2. 各活動量の部署別排出割合

燃料の使用、電気の使用、ごみの排出及び水道水の使用量(下水の処理量)に係る、それぞれの部署別の温室効果ガス排出割合は、次のグラフのとおりです。ただし、ごみの排出及び水道水の使用については、市自らが使用、もしくは排出したものに基づくものです。

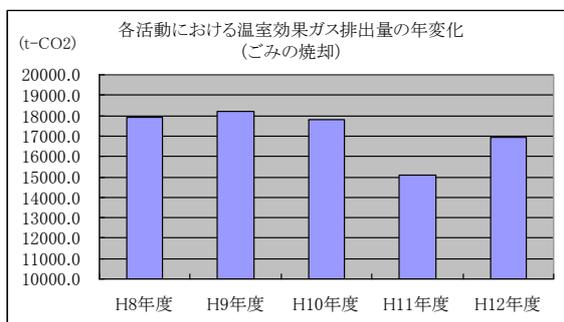
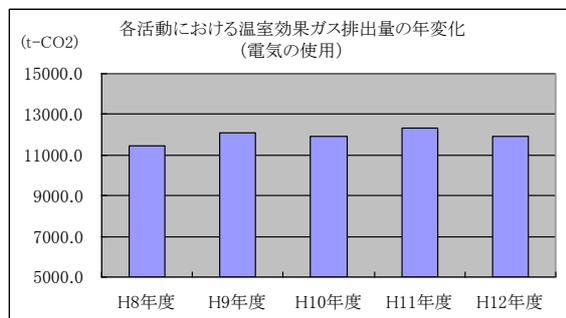
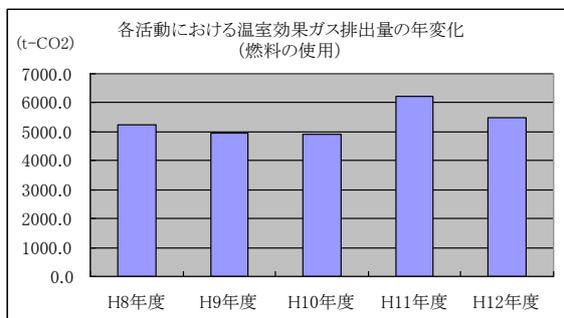


3. 年次変化

市の事務・事業による温室効果ガスの排出量(CO₂換算値)の年変化は、次のとおりです。



また、排出量の多い「燃料の使用」と「電気の使用」及び「ごみの焼却」に因るものの排出量の年変化は次のとおりです。



IV 削減目標

<温室効果ガスの削減の総合的な目標>

本計画における基準年は、平成11(1999)年度とします。この年度の排出量を基準に平成22(2010)年度の最終目標、および第1期(平成17年度まで)の削減目標を定めました。

「地球変動枠組み条約」の基準年は平成2年で、平成22年に基準年の6%を削減することとしています。

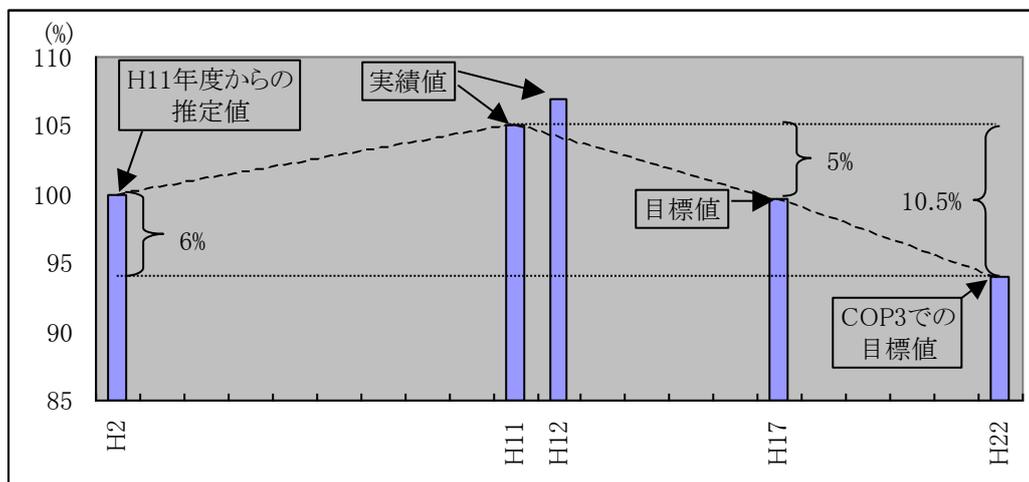
大阪府の「温暖化地域推進計画」の大阪府下の温室効果ガス排出量の増加率を使用し、本市の平成11年度の排出量から、平成2年度の排出量を推定し、この推定値の6%減の値を、本市の目標値としました。

平成11年度(実績値): 37,405 トン・CO₂/年 (CO₂換算値)

平成 2年度(推定値): 35,624 トン・CO₂/年 (CO₂換算値)

平成22年度の目標値は、33,486 トン・CO₂/年 (CO₂換算値(以下同じ))となり、平成11年度比では10.5%(3,919トン・CO₂)の削減が必要となります。

したがって、最終的な長期目標は、平成22年度で10.5%の削減とし、また、平成17年度までの第1期の目標は、年間排出量を35,535 トン・CO₂/年(平成11年度比で5.0%(1,870トン・CO₂)の削減)とします。



＜各活動等における個別の目標値等＞

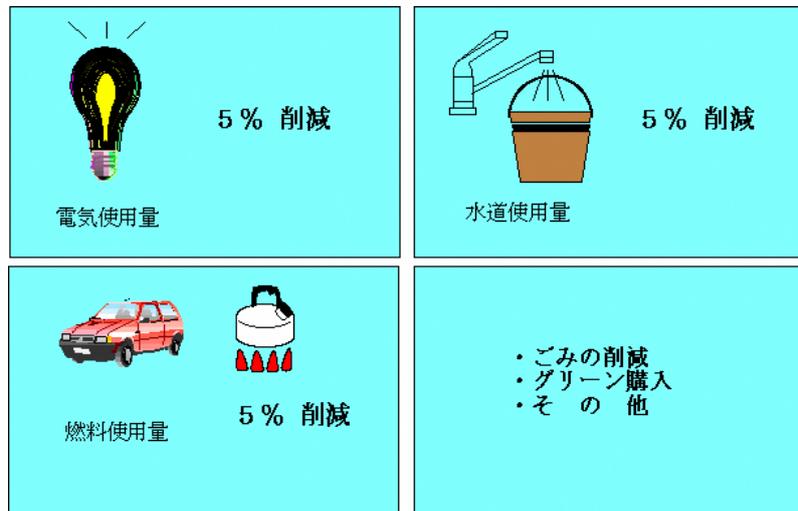
市の事務・事業から排出される温室効果ガスは、電気の使用のように、市役所独自に因るもの(以下、「市独自」という。)と、ごみの排出量のように、市域全域の市民、事業者に因るもの(以下、「市域全体」という。)があります。

市域全体のごみの減量などについては、すでに施策として実施されています。

本計画では、市独自に因るものに対し目標を立て、削減に取り組むこととします。

また、本計画は、調査対象となっている活動量を減らすことで、温暖化を防ごうとするものですが、広い意味で地球温暖化を防止するという点から、グリーン購入、エコオフィス等の考え方を含め、出来る範囲で取り組みを行うこととします。

各活動等における個別の目標は、次のとおりです。



- ① 電気使用量について、**5%削減**します。
- ② 燃料使用量(公用車の燃料含む)について、**5%削減**します。
- ③ 水道の使用量について、**5%削減**します。
- ④ 用紙類の使用について、削減、再使用の徹底を図ります。
- ⑤ 市役所から排出される一般廃棄物について、可能な限り削減します。
- ⑥ 公用車の買い替えについては、低公害車・低排出ガス車を、可能な限り導入します。
- ⑦ 物品の購入にあたっては、エコマーク商品の購入など、グリーン購入に努めます。
- ⑧ フロン等については、適正に回収、処理されるようにします。
- ⑨ 職員研修等により、職員の環境保全に対する意識の向上に努めます。

なお、平成12年度における、それぞれの使用量については、すでに削減に取り組んでいる部署もあり、平成11年度に比べ、削減傾向にあるため、数値目標を立てるもの(上記①、②、③)は、平成12年度を基準に行うこととします。



＜目標達成のための行動＞

本計画において、前項の目標を達成するため、次の行動を行います。

1 省エネルギー・省資源対策の推進

① 電気の使用について

- (i) 無駄な電気使用量を削減します。
- (ii) 高効率・省電力機器を導入します。
- (iii) 電気機器を適正に使用します。

② 冷暖房機器の使用について

- (i) 冷暖房の設定温度は、控えめにします。
- (ii) 冷暖房の効率化を図ります。
- (iii) 空調機器を適正に使用します。

③ 水道水の使用について

- (i) 水道水は効率的に使用します。
- (ii) 節水型の機器を導入します。

④ 設備機器の使用について

- (i) 機器類は、適正な維持管理に努めます。

⑤ 施設の新築・改築および設備の更新にあたって

- (i) 施設の新築、改築時には、新エネルギーシステムや高効率・省エネルギー機器の導入を検討し、省エネルギーに努めます。

2 ごみの減量・リサイクルの推進

① ごみの減量について

- (i) 用紙類を削減します。
- (ii) ごみの発生量を削減します。
- (iii) 不要品の再使用について、検討します。

② リサイクルについて

- (i) リサイクルの徹底を図ります。

3 公用車の使用に伴う燃料、走行量の削減

① 公用車の使用について

- (i) 公用車の燃料使用量を削減します。
- (ii) 公用車の走行距離を減らします。

② 低公害車、低排出ガス車の導入・使用について

- (i) 低公害車、低排出ガス車を、可能な限り導入するように努めます。

(ii) 購入した低公害車、低排出ガス車は、優先的に使用します。

4 環境にやさしい物品等の購入(グリーン購入)の推進

(i) 環境負荷のより少ない物品を、購入します。

5 その他

① フロンは、適正に使用、処理されるようにします。

② その他

(i) なるべく有機肥料を使用し、農薬や化学肥料は、適正な使用に努めます。

(ii) 市の施設については、環境に配慮した緑化や緑地等の整備を行います。

6 環境保全に関する研修の推進

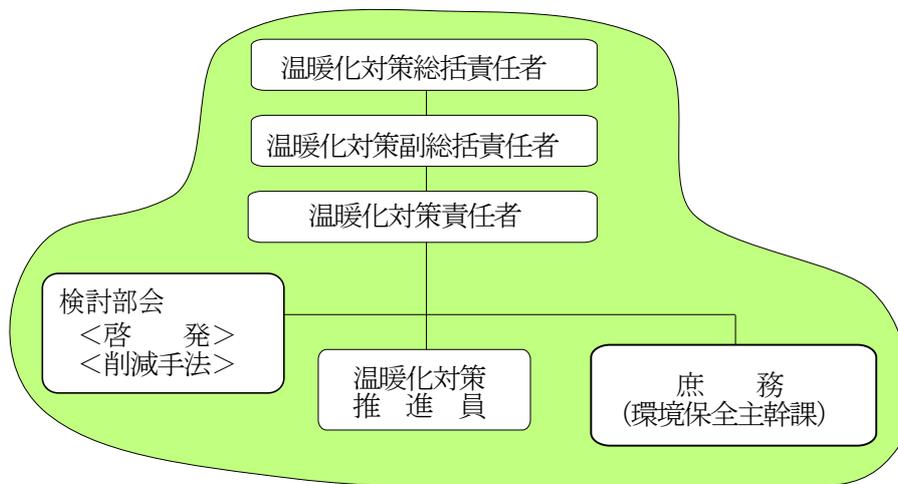
環境保全に関する職員の研修を推進します。

VI 推 進 体 制

<本計画の推進体制>

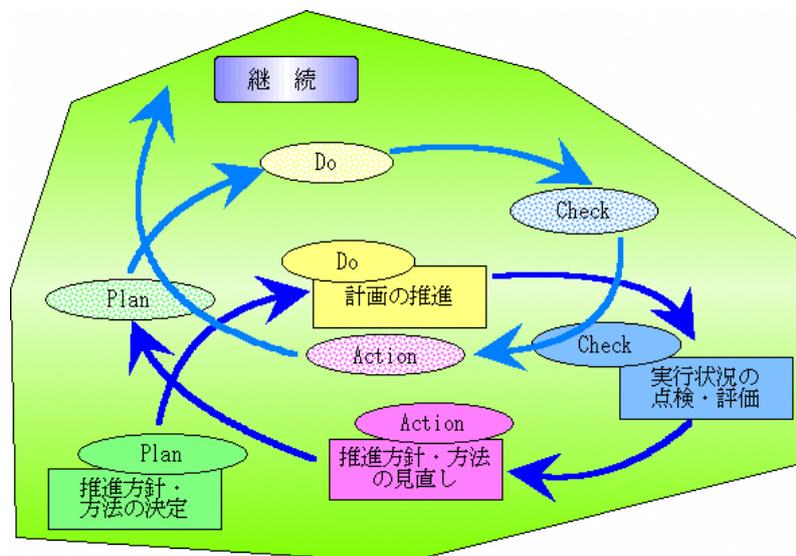
地球温暖化防止の取り組みは、継続して、職員一人ひとりが、環境への配慮を考えつつ実行していく必要があります。又、実行されたことがらを評価し、次のステップとして行かなければなりません。そのため、以下のような組織を設置し、市全体で温暖化防止の取り組みを管理、推進していくこととします。

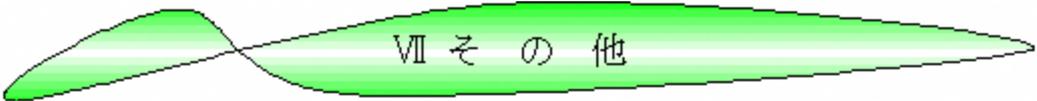
「守口市地球温暖化対策推進組織」



なお、組織の詳細については、別紙「温暖化対策の推進組織について」参照。

本組織では、ISO の「環境マネジメントシステム」の概念に基づいた“PDCA(Plan Do Check Action)”の考え方にに基づき、定期的な推進状況の点検・評価を行い、フィードバック及び見直しを行いながら推進していきます。





VI その他

<その他>

本計画の公表

「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、計画の公表を義務づけており、本計画は策定後、公表します。また、毎年、活動状況を公表します。

<<参 考>>

(1) 温室効果ガスの種類

「地球温暖化対策の推進に関する法律」で対象となっている温室効果ガスは次のとおりです。

種 類	人為的な発生源・用途
二酸化炭素 (CO ₂)	産業、民生、運輸などにおける石油、天然ガスなどの化石燃料の燃焼に伴い発生するものが全体の90%以上を占める。
メタン (CH ₄)	化石燃料の燃焼に伴い発生するほか、稲作や家畜の反芻、埋立廃棄物、下水処理などからも発生する。
一酸化二窒素 (N ₂ O)	化石燃料の燃焼に伴い発生するほか、アジピン酸・硝酸の製造過程、窒素系肥料の施肥などからも発生する。
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	家庭用冷蔵庫やカーエアコンの冷媒、エアゾール製品の噴射剤、断熱発泡剤などに使用されている。
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体用エッチングや半導体・精密機器の洗浄剤などに使用されている。
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	変電設備などの電気絶縁ガスとして封入されているほか、半導体用エッチングガスとしても使用されている。

(2) 排出係数、温暖化係数一覧

活動区分			単位	排出係数	温暖化係数	
二酸化炭素の排出	燃料の使用	ガソリン	[リットル]	2.31	1	
		灯油	[リットル]	2.51	1	
		軽油	[リットル]	2.64	1	
		A重油	[リットル]	2.77	1	
		LPG	[kg]	3.02	1	
		都市ガス	[m ³]	2.15	1	
	電気の使用		[kwh]	0.357	1	
	一般廃棄物の焼却(廃プラスチック)		[トン]	2640	1	
メタンの排出	自動車の走行	ガソリン	普通・小型乗用車(10人以下)	[km]	0.000012	21
			軽乗用車	[km]	0.000011	21
			小型貨物車	[km]	0.000035	21
			軽貨物車	[km]	0.000013	21
			特殊用途車	[km]	0.000035	21
		ディーゼル	普通・小型乗用車(11人以上)	[km]	0.000012	21
			普通貨物車	[km]	0.000014	21
			小型貨物車	[km]	0.000085	21
	特殊用途車		[km]	0.000011	21	
	下水の処理量		[m ³]	0.00088	21	
	一般廃棄物の焼却		[トン]	0.000043	21	
	産業廃棄物の焼却		汚泥	[トン]	0.0097	21
	一酸化二窒素の排出	ガスタービンの使用		A重油	[リットル]	0.0000011
		都市ガス	[リットル]	0.0000013	310	
ディーゼル機関の使用		軽油	[リットル]	0.000062	310	
		A重油	[リットル]	0.000062	310	
自動車の走行		ガソリン	普通・小型乗用車(10人以下)	[km]	0.000029	310
			軽乗用車	[km]	0.000022	310
			小型貨物車	[km]	0.000027	310
			軽貨物車	[km]	0.000023	310
			特殊用途車	[km]	0.000038	310
		ディーゼル	普通・小型乗用車(11人以上)	[km]	0.000025	310
			普通貨物車	[km]	0.000025	310
			小型貨物車	[km]	0.000025	310
特殊用途車		[km]	0.000025	310		
一般廃棄物の焼却		[トン]	0.0499	310		
産業廃棄物の焼却		紙くず又は木くず		[トン]	0.01	310
		下水汚泥		[トン]	0.892	310

* 排出係数は、平成11年度の値。

* 排出量(CO₂換算値)の計算方法

$$\text{「二酸化炭素排出量(kg-CO}_2\text{)」} = \text{「活動量」} \times \text{「排出係数」} \times \text{「温暖化係数」}$$

(例)ガソリン 100(リットル)を使用した場合。

$$\text{「二酸化炭素排出量」} = 100 \times 2.31 \times 1 = 231 \text{ (kg-CO}_2\text{)}$$

<<別紙>>

温暖化対策の推進組織について

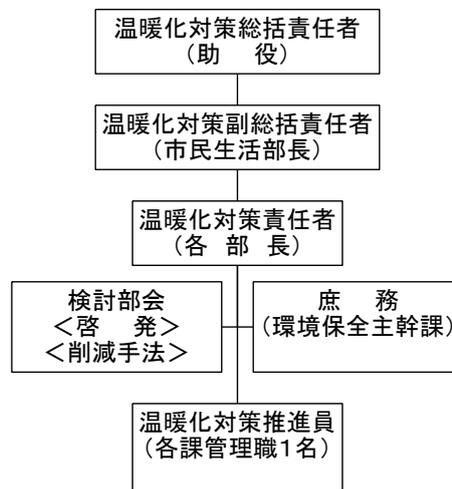
(設置の目的)

「守口市地球温暖化対策実行計画(以下、実行計画)」を推進し、本市の事務・事業に関し排出される温室効果ガス量を抑制するとともに、地球環境問題に対する職員の意識の向上を図る。

(活動内容)

- ・ 実行計画の推進(職員一人ひとり、また各部署単位ですべきことの周知、実行の徹底)
- ・ 実行状況の把握(排出状況、実態調査(アンケート等)の実施、及び集計)及び評価
- ・ 推進方針、手法の見直し
- ・ 推進方針、手法の決定

(組織図)



(各組織員の役割)

- ・ **温暖化対策総括責任者**・・・温暖化対策推進組織を代表し、組織を総括する。
- ・ **温暖化対策副総括責任者**・・・総括責任者を補佐し、総括責任者に事故あるときは、その任を代行する。
- ・ **温暖化対策責任者**(総括責任者、副総括責任者を含む)・・・計画の推進、進行状況の把握及び評価、推進方針・手法の見直し及び決定。
- ・ **温暖化対策推進員**・・・決定された推進方針・手法に基づき、所属課(部署)内の温暖化対策の推進、啓発、並びに実行状況の把握。
- ・ **庶務**・・・温暖化対策の実行並びに、推進組織の活動に伴う庶務。
- ・ **検討部会**・・・計画の推進、進行状況の把握及び評価、推進方針・手法の見直しにおいて、その専門性、効率性等を踏まえ、総括責任者が必要と認めるときに、適宜開くことが出来る。その検討内容及び、部会員は総括責任者が決定する。

(委任)

ここで定めるもののほか、組織の運営について必要な事項は、総括責任者が別に定める。